

美唄市下水道経営戦略

公共下水道事業

特定環境保全公共下水道事業

個別排水処理施設整備事業

平成 2 9 年 2 月

美唄市下水道課

目 次

公共下水道事業

1. 事業概要.....	1～2
経営比較分析表	3
2. 経営の基本方針	4
3. 投資・財政計画（収支計画）	5～6
4. 経営戦略の事後検証、検証等に関する事項	6
※別紙1・2については収支計画（公共下水道）.....	7～8

特定環境保全公共下水道事業

1. 事業概要	9～10
経営比較分析表	11
2. 経営の基本方針	12
3. 投資・財政計画（収支計画）	13～14
4. 経営戦略の事後検証、検証等に関する事項	14
※別紙3・4については収支計画（特定環境保全公共下水道）.....	15～16

個別排水処理施設整備事業

1. 事業概要	17～18
経営比較分析表	19
2. 経営の基本方針	20
3. 投資・財政計画（収支計画）	21～22
4. 経営戦略の事後検証、検証等に関する事項.....	22
※別紙5・6については収支計画（個別排水処理施設）.....	23～24

美唄市下水道事業経営戦略

団 体 名	：	美唄市
事 業 名	：	公共下水道事業
策 定 日	：	平成 29 年 2 月
計 画 期 間	：	平成 28 年度 ～ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	平成元年度 (2 7 年)	法 適 (全 部 適 用 ・ 一 部 適 用) 非 適 の 区 分	非適用
処 理 区 域 内 人 口 密 度	1 8 . 3 人 / km ²	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	有り
処 理 区 数	1区(石狩川流域下水道中部処理区)		
処 理 場 数	1箇所(石狩川流域下水道奈井江浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	美唄市の下水道は『石狩川流域別下水道整備総合計画』に基づき、公共下水道として昭和54年度に事業認可を受け事業着手しており、美唄市の発展と共に下水道事業区域を順次拡大し、汚水管渠整備を行い、水洗化を進め平成元年度には空知中核工業団地、平成2年度には中心市街地の美唄地区の一部が下水道施設の供用を開始しました。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	(一般用第1種:生活保護)		(一般用第2種)				
	基本使用料 5㎡まで	566円	基本使用料 5㎡まで	1,133円			
	超過使用料 5㎡を超える分1㎡につき	233円	超過使用料 5㎡を超える分1㎡につき	233円			
			20㎡を超える分1㎡につき	276円			
業 務 用 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	基本使用料 3,000㎡以下まで		678,095円				
	超過使用料 3,000㎡を超える分1㎡につき	238円					
そ の 他 の 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	基本使用料 200㎡以下まで		4,819円				
	超過使用料 200㎡を超える分1㎡につき	33円					
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	4,865	円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	4,960	円
	平成26年度	4,997	円		平成26年度	5,060	円
	平成27年度	4,998	円		平成27年度	5,120	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	下水道課は平成28年度現在6人で、業務は流域下水道整備事業、汚水整備事業、雨水整備事業、個別排水処理施設整備事業に兼務して当たっています。 下水道使用料徴収事務として、水道課の職員1人分の人件費や物件費等を下水道整備費で負担しています。
事 業 運 営 組 織	・昭和52年度 「建設部下水道課」が発足 ・平成9年度 「水道部下水道課」に変更 ・平成18年度 「都市整備部下水道課」に変更 いずれも、会計区分は特別会計でした。 繁忙期の職員数は15人でありましたが、整備の進捗とともに職員の削減に取り組み現在に至っています。

(2) 民 間 活 力 の 活 用 等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	下水道台帳作成、管路施設清掃委託(水質検査を含む)、人孔(マンホール)目視調査委託、マンホールポンプ所点検委託などを民間業者に委託しています。業者選定は、入札及び見積合せにて行い、維持管理費経費の適切な執行を実施しています。
	イ 指定管理者制度	現状の民間委託業務を今後も継続しながら施設の維持管理を進めて行く予定ですので、指定管理者制度については検討中であります。
	ウ PPP・PFI	現状の民間委託業務を今後も継続しながら施設維持管理を進めて行く予定ですので、PPP・PFIについては検討中であります。
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	他都市の実績を鑑みながら検討している状況ではありますが、現在のところは実施しておりません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	収益が見込める土地・施設を保有していないため実施しておりません。今後についても検討する予定はありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経 営 比 較 分 析 表 を 活 用 し た 現 状 分 析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

平成27年度決算経営比較分析表を添付しています。 この表において、美唄市公共下水道を大きく「経営の健全性・効率性」、「老朽化の状況」の側面に分け、直近の経営状況や施設の状況等の分析、類似団体との比較を行っています。 これらを行うことにより、現状と今後の課題を把握することができます。
--

経営比較分析表

北海道 美幌市

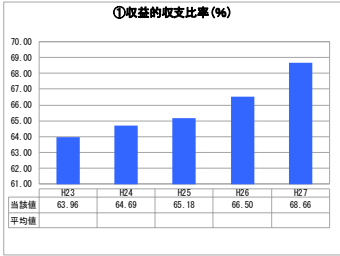
業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	公共下水道	Gd2
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	75.02	70.60

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
23,390	277.69	84.23
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
17,333	9.48	1,828.38

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成27年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



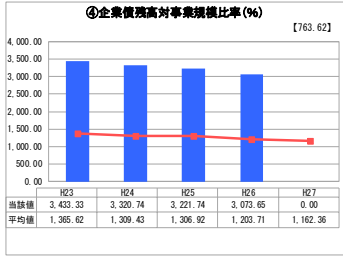
「単年度の収支」



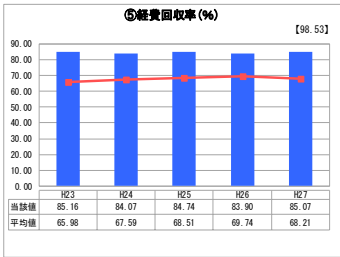
「累積欠損」



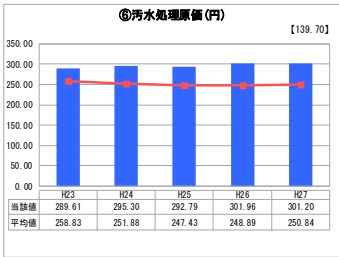
「支払能力」



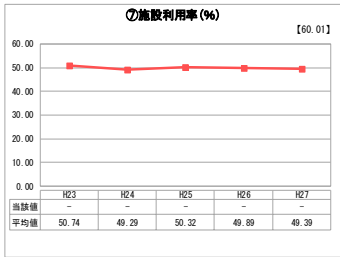
「債務残高」



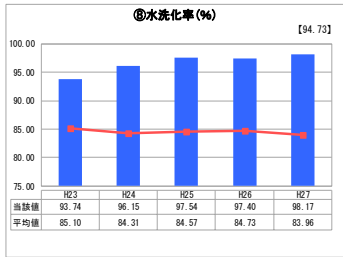
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

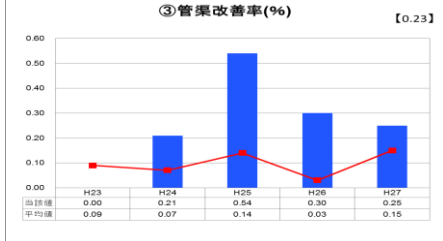
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

美幌市の公共下水道は、「①収益的収支比率」が100%未満であるため、不足分は一般会計よりの繰入金で賄われています。また、維持管理費用は使用料により賄っていますが、「④企業債残高対事業規模比率」が返済のピークを過ぎ減少時期に移行しているものの、現状では類似団体より高く、H27年度では「⑤経費回収率」は、類似団体平均値よりも高くなっていますが、100%以下の状況にあります。「⑥汚水処理原価」も有水量の減少により上昇しています。「⑧水洗化率」については、98.17%と類似団体平均値よりも高くなっています。

2. 老朽化の状況について

美幌市の公共下水道は、平成元年に供用開始がされた以降も管渠整備を進めてまいりました。平成23年は整備地区がありませんでしたが、翌平成24年度からふたたび整備を開始し、現在も継続中です。下水道管渠の標準的な耐用年数は40～50年と規定されており、このことから美幌市の下水道管渠は耐用年数まで到達していない状況ですが、平成31年度以降は老朽化対策としてストックマネジメント計画の策定を予定しており、この計画に基づき施設調査・点検・修繕を図りながら、維持管理に努めてまいります。

全体総括

美幌市の公共下水道は、平成元年に供用開始がされ、計画地の78.86%が整備完了の状況です。生活様式の変化や人口の変化により、収益率の減少、原価率の高騰が見られるため、今後は現在の計画の見直し等により、原価率・収益率を適正な水準へ移行する必要があります。平成27年度時点で、下水道料金充足率（施設の建設、維持管理にかかる費用に対する料金の割合）は47.7%と低く、今後は経費節減に努めるとともに、数年ごとの料金の見直しなどを行って経営の健全化を図ります。また平成28年度において経営戦略を策定し、下水道会計の現状及び将来展望を市民に周知し、理解を深めてまいります。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

2. 経営の基本方針

1 事業の執行について

・本市公共下水道は平成元年から供用開始していますが、これまでに建設してきた施設の地方債償還額が毎年度の事業費の60%以上と半分以上を占め、事業内容も今後は施設の維持管理が事業の中心となります。この事業の財源は下水道料金や一般会計繰入金为主となっていますが、事業開始当初は約3万7千人であった本市人口は、平成28年12月時点には2万2千人と、1万5千人減少しています。人口の減少とともに毎年料金収入も減少しており、一般会計も財政状況が厳しく繰入金も近年は抑制傾向にあることから、これからの下水道経営は一層厳しくなることが予想されます。そのため、事業の執行にあたっては内容を十分精査し、効率的に執行を行ってまいります。また、本戦略を公表することにより、幅広く市民へ現状と将来展望を周知してまいります。

2 歳入の確保について

・公共下水道事業執行にあたっての歳入は、料金収入、社会資本整備総合交付金、地方債、一般会計繰入金の4つが大きな柱となっていますが、人口の急激な減少に比例し、料金収入も年々減少しています。このことは一般会計繰入金を増額させ、本市全体の財政状況を根幹から揺るがす可能性があります。そのような状況に陥らないようにするため、料金収入を確実に収納できるよう努めてまいります。併せて社会資本整備総合交付金及び地方債の確保を行い、一般会計繰入金の抑制に努めてまいります。

3 その他

・供用開始後の地区において下水道未接続の世帯が未だあることから、接続について促すよう努めてまいります。
・料金や受益者負担金の滞納分について、納付をしていただくよう努めてまいります。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙 1・2 のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

投資の目標に関する事項 ○管渠、処理場等の建設・更新に関する事項 公共下水道整備事業(汚水・雨水)については、平成37年まで計画してまいります。 ○投資の平準化に関する事項 平成29～30年度は、光珠内地区の新規整備を行い、平成31年度以降は下水道施設の老朽化対策としてストックマネジメント計画の策定を予定しており、施設調査・点検・修繕を図りながら、維持管理に努めてまいります。 ○防災・安全対策に関する事項 雨水整備事業については平成32年まで計画してまいります。

② 収支計画のうち財源についての説明

○財源の目標に関する事項 交付金事業を平成37年度まで予定しているため、社会資本整備総合交付金及び地方債収入を平成37年まで計画しています。使用料収入や受益者負担金の収納率を向上させ、一般会計繰入金を抑えるよう努力してまいります。 ○使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項 人口の減少により毎年、使用料収入は下がってきていることから、収納率の向上に努め、滞納額を減らしていきます。また、今後資本費平準化債の借入可能額が減少することが見込まれることから、3～5年毎に使用料の見直し作業を計画しております。 ○企業債に関する事項 建設改良に係る企業債については対象事業費の2分の1、資本費平準化債については借入可能額で算定しています。 ○繰入金に関する事項 一般会計と協議の上、水洗化促進及び雨水整備にかかる繰入金(※)は基準外繰入で計上しています。それ以外の基準外繰入金については収支均衡を図ることを目的として繰入れていますが、一般会計の状況を勘案し、削減できるよう努めてまいります。
--

※一般会計(税収入)から下水道事業の運営のために繰り入れられるお金です。一般会計で負担すべき経費と規定されている「基準内繰入金」と、赤字分を補てんする「基準外繰入金」があります。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○職員給与費に関する事項 平成28年度については決算見込みにおいて作成し、平成29年度以降は現行の6名体制で算定しています。 ○修繕費に関する事項 過去の実績及び今後、策定される予定のストックマネジメント計画に併せ算定しました。 ○委託費に関する事項 過去の実績及び今後、策定される予定のストックマネジメント計画に併せ算定しました。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	石狩川流域下水道組合に加入し、「広域化」及び「共同化」については汚水処理を実施中です。最適化については、市街地地区は公共下水道に接続できる状況にあり、下水道区域の境界については本人の申し出により接続を行っています。今後も引き続き現状の対応を続けてまいります。
投資の平準化に関する事項	今後策定予定のストックマネジメント計画に沿って投資の平準化を図ってまいります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	他市町村の実例を参考にしながら検討してまいります。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	計画期間は地方債の借入可能額が少なくなることが見込まれるため、3～5年おきに料金改定の検討を行ってまいります。
資産活用による収入増加の取組について	基金など活用可能な資産がないことから現状では考えておりません。
その他の取組	借換債の活用や交付税参入率の高い地方債の確保、交付金事業活用など、適切な財源確保に努めてまいります。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	他市町村の実例を参考にしながら検討してまいります。
職員給与費に関する事項	現行6名体制の給与費を見込んで作成しています。
修繕費に関する事項	今後予定しているストックマネジメント計画に基づき、計画的な執行に努めてまいります。
委託費に関する事項	今後予定しているストックマネジメント計画に基づき、計画的な執行に努めてまいります。
その他の取り組み	平成31年10月予定の消費税増税に伴う費用増について、計画を立ててまいります。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度進捗管理(モニタリング)を行い、3～5年毎に見直し(ローリング)等を行い事後検証、更新等を行ってまいります。
---------------------	---

(法非適用企業)

収支計画(公共下水道)

別紙1

(単位: 千円, %)

年 度		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度
区 分		(決 算)	(決 算)										
収 入	1 総 収 益 (A)	1,027,864	1,046,369	999,936	1,003,025	858,557	875,116	865,566	844,882	856,785	860,256	855,090	844,425
	(1) 営 業 収 益 (B)	522,949	524,119	559,820	572,100	564,395	562,053	559,695	543,880	526,398	507,214	490,337	468,047
	ア 料 金 収 入	374,494	373,176	360,865	370,310	358,897	355,111	358,330	353,599	344,879	334,881	331,846	325,859
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
	ウ そ の 他	148,455	150,943	198,955	201,790	205,498	206,942	201,365	190,281	181,519	172,333	158,491	142,188
	(2) 営 業 外 収 益	504,915	522,250	440,116	430,925	294,162	313,063	305,871	301,002	330,387	353,042	364,753	376,378
	ア 他 会 計 繰 入 金	433,203	439,706	406,611	384,994	283,900	282,801	275,105	290,636	320,021	342,676	364,618	376,243
	イ そ の 他	71,712	82,544	33,505	45,931	10,262	30,262	30,766	10,366	10,366	10,366	135	135
	2 総 費 用 (D)	365,398	365,909	339,303	320,644	303,961	287,745	277,969	262,464	248,236	234,449	222,282	212,205
	(1) 営 業 費 用	157,912	179,439	172,048	167,345	168,983	168,409	171,350	170,794	170,040	169,156	167,990	167,293
	ア 職 員 給 与 費	21,827	23,382	21,629	22,587	22,539	22,539	23,014	23,014	23,014	22,989	22,964	22,964
	ウ ち 退 職 手 当												
	イ そ の 他	136,085	156,057	150,419	144,758	146,444	145,870	148,336	147,780	147,026	146,167	145,026	144,329
	(2) 営 業 外 費 用	207,486	186,470	167,255	153,299	134,978	119,336	106,619	91,670	78,196	65,293	54,292	44,912
収 支 的 支 出	ア 支 払 利 息	207,176	186,166	166,951	152,052	133,734	118,092	105,349	90,400	76,926	64,024	53,024	43,644
	ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	1,171	691	1,011	1,861	1,850	1,890	1,896	1,663	1,546	1,497	1,393	1,378
	イ そ の 他	310	304	304	1,247	1,244	1,244	1,270	1,270	1,270	1,269	1,268	1,268
	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	662,466	680,460	660,633	682,381	554,596	587,371	587,597	582,418	608,549	625,807	632,808	632,220
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	518,800	485,379	496,620	514,652	649,280	666,216	680,040	509,588	402,210	358,058	277,822	275,924
	(1) 地 方 債 償	439,100	418,900	412,600	409,200	544,800	539,500	512,550	384,336	332,418	309,162	242,964	210,834
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債 償	375,900	352,000	355,300	319,100	414,200	384,100	349,248	287,640	245,616	225,624	167,688	103,836
	(2) 他 会 計 補 助 金	45,457	44,409	48,653	66,222	48,406	62,670	74,448	77,118	40,058	35,729	24,793	29,055
	(3) 他 会 計 借 入 金												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	29,495	19,111	31,245	37,000	53,500	61,500	90,474	45,594	27,234	10,710	7,650	33,660
	(6) 工 事 負 担 金	4,748	2,959	4,122	2,230	2,574	2,546	2,568	2,540	2,500	2,457	2,415	2,375
	(7) そ の 他												
資 本 的 支 出	2 資 本 的 支 出 (G)	1,181,266	1,165,839	1,157,253	1,197,033	1,203,876	1,253,587	1,267,637	1,092,006	1,010,759	983,865	910,630	908,144
	(1) 建 設 改 良 費	102,213	105,703	117,941	189,087	210,968	282,742	335,632	209,152	149,349	129,561	103,041	164,884
	ウ ち 職 員 給 与 費	9,377	6,201	8,969	10,955	10,864	18,320	18,686	18,686	17,435	9,231	7,661	18,686
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	1,079,053	1,060,136	1,039,312	1,007,946	992,908	970,845	932,005	882,854	861,410	854,304	807,589	743,260
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
	(5) そ の 他												
	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 662,466	△ 680,460	△ 660,633	△ 682,381	△ 554,596	△ 587,371	△ 587,597	△ 582,418	△ 608,549	△ 625,807	△ 632,808	△ 632,220

(法非適用企業)

収支計画(公共下水道)

別紙2

(単位:千円, %)

年 度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度
区 分	(決 算)	(決 算)										
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)												
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)												
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)												
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)												
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	71	73	73	75	66	70	72	74	77	79	83	88
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	522,949	524,119	559,820	572,100	564,395	562,053	559,695	543,880	526,398	507,214	490,337	468,047
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	11,997,528	11,423,492	10,384,180	9,376,235	8,383,326	7,412,482	6,498,751	5,633,208	4,788,688	3,951,135	3,159,381	2,430,695

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度
区 分	(決 算)	(決 算)										
収 益 的 収 支 分	581,657	590,649	605,567	586,784	489,399	489,743	476,470	480,917	501,540	515,009	523,110	518,432
うち基準内繰入金	577,514	585,556	602,761	583,877	486,498	486,842	473,508	477,955	498,578	512,050	520,154	515,476
うち基準外繰入金	4,143	5,093	2,806	2,907	2,901	2,901	2,962	2,962	2,962	2,959	2,956	2,956
資 本 的 収 支 分	45,457	44,409	48,653	66,222	48,406	62,670	74,448	77,119	40,059	35,729	24,793	29,054
うち基準内繰入金	40,767	41,554	42,133	38,563	34,242	29,504	25,792	23,028	17,477	13,104	7,093	7,203
うち基準外繰入金	4,690	2,855	6,520	27,659	14,164	33,166	48,656	54,091	22,582	22,625	17,700	21,851
合 計	627,114	635,058	654,220	653,006	537,805	552,413	550,918	558,036	541,599	550,738	547,903	547,486

美唄市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 美唄市

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 1 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ～ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	平成 1 8 年度 (1 0 年)	法 適 (全 部 適 用 ・ 一 部 適 用) 非 適 の 区 分	非適用
処 理 区 域 内 人 口 密 度	1 1 . 4 人 / km ²	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	有り
処 理 区 数	1区(石狩川流域下水道中部処理区)		
処 理 場 数	1箇所(石狩川流域下水道奈井江浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	美唄市の下水道は『石狩川流域別下水道整備総合計画』に基づき、平成14年度に用途地域未指定の既成市街地集落の峰延地区80ha、平成18年度には、茶志内地区、光珠内地区を合わせて43.6haを特定環境保全公共下水道事業として整備を開始しました。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	(一般用第1種:生活保護)		(一般用第2種)		
	基本使用料	5㎡まで 566円	基本使用料	5㎡まで 1,133円	
	超過使用料	5㎡を超える分1㎡につき 233円	超過使用料	5㎡を超える分1㎡につき 233円	
			20㎡を超える分1㎡につき	276円	
業 務 用 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	基本使用料 3,000㎡以下まで 678,095円				
	超過使用料	3,000㎡を超える分1㎡につき 238円			
そ の 他 の 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	基本使用料 200㎡以下まで 4,819円				
	超過使用料	200㎡を超える分1㎡につき 33円			
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	4,865 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	4,940 円
	平成26年度	4,997 円		平成26年度	5,020 円
	平成27年度	4,998 円		平成27年度	5,220 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	下水道課は平成28年度現在6人で、業務は流域下水道整備事業、汚水整備事業、雨水整備事業、個別排水処理施設整備事業に兼務して当たっています。 下水道使用料徴収事務として、水道課の職員1人分の人件費や物件費等を下水道整備費で負担しています。
事 業 運 営 組 織	・昭和52年度 「建設部下水道課」が発足 ・平成9年度 「水道部下水道課」に変更 ・平成18年度 「都市整備部下水道課」に変更 いずれも、会計区分は特別会計でした。 繁忙期の職員数は15人でありましたが、整備の進捗とともに職員の削減に取り組み現在に至っています。

(2) 民 間 活 力 の 活 用 等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	下水道台帳作成、管路施設清掃委託(水質検査を含む)、人孔(マンホール)目視調査委託、マンホールポンプ所点検委託などを民間業者に委託しています。業者選定は、入札及び見積合せにて行い、維持管理費経費の適切な執行を実施しています。
	イ 指定管理者制度	現状の民間委託業務を今後も継続しながら施設の維持管理を進めて行く予定ですので、指定管理者制度については検討中であります。
	ウ PPP・PFI	現状の民間委託業務を今後も継続しながら施設維持管理を進めて行く予定ですので、PPP・PFIについては検討中であります。
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	他都市の実績を鑑みながら検討している状況ではありますが、現在のところは実施しておりません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	収益が見込める土地・施設を保有していないため実施しておりません。今後についても検討する予定はありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経 営 比 較 分 析 表 を 活 用 し た 現 状 分 析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

平成27年度決算経営比較分析表を添付しています。
この表において、美唄市公共下水道を大きく「経営の健全性・効率性」、「老朽化の状況」の側面に分け、直近の経営状況や施設の状況等の分析、類似団体との比較を行っています。 これらを行うことにより、現状と今後の課題を把握することができます。

経営比較分析表

北海道 美幌市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D3	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	4.44	70.77	4,998

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
23,390	277.69	84.23
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域人口密度(人/km ²)
1,026	0.90	1,140.00

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成27年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

美幌市の特定環境保全公共下水道は、「①収益的収支比率」が100%未満であるため、不足分は一般会計よりの出資で賄われています。「⑤経費回収率」は類似団体とほぼ同様の状況ですが、「④企業債残高対事業規模比率」が類似団体より高い状況にあります。また、「⑥汚水処理原価」も事業の進行により有水量は上昇していますが、それ以上に資本費への投資額が上昇するため原価額は更に上昇しています。「⑧水洗化状況」については、70.27%と類似団体平均値よりも高くなっています。

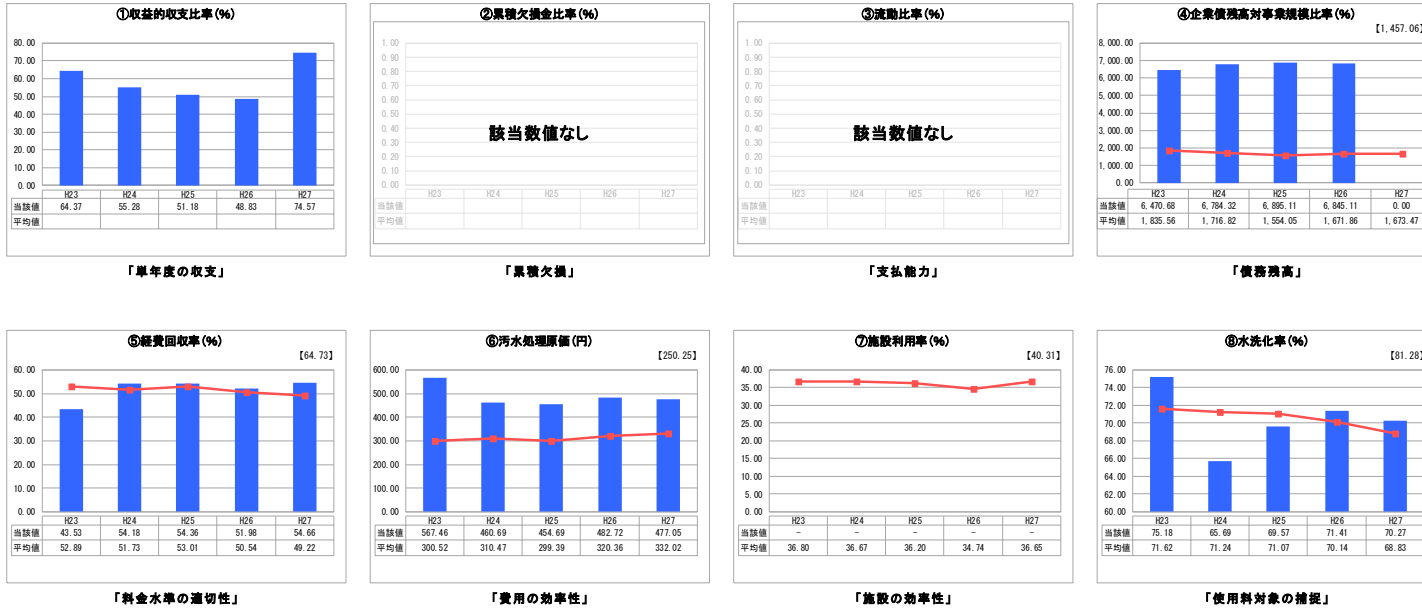
2. 老朽化の状況について

美幌市の特定環境保全公共下水道は、平成18年に供用開始がされた以降も管渠整備を進め、現在も継続中です。下水道管渠の標準的な耐用年数は40～50年と規定されており、このことから美幌市の下水道管渠は耐用年数まで到達していない状況ですが、平成31年度以降は老朽化対策としてストックマネジメント計画の策定を予定しており、この計画に基づき施設調査・点検・修繕を図りながら、維持管理に努めてまいります。

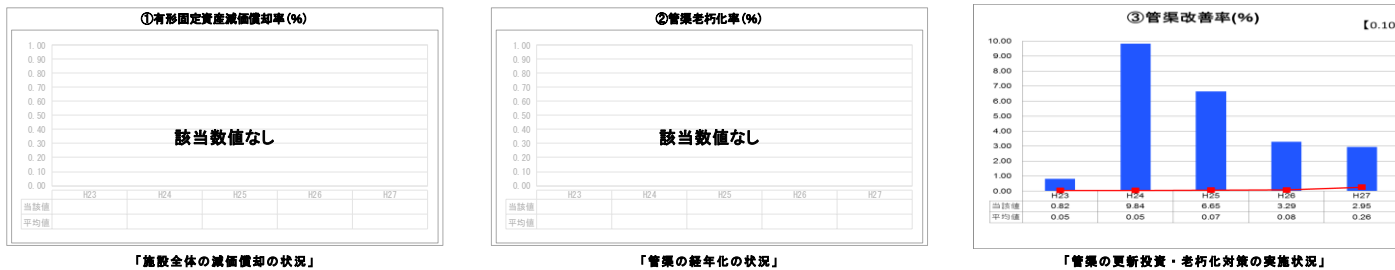
全体総括

特定環境保全公共下水道は人口密度の低い地域での下水道であるため、比較的高い原価率の下水道となります。美幌市の特定環境保全公共下水道は、平成19年に供用開始がされ、計画地の70.31%が整備完了の状況です。生活様式の変化や人口の変化により、収益率の減少、原価率の高騰が見られるため、今後は現在の計画の見直し等により、原価率・収益率を適正な水準へ移行する必要があります。平成27年度時点、下水道料金充足率(施設の建設、維持管理にかかる費用に対する料金の割合)は47.7%と低く、今後は経費節減に努めるとともに、数年ごとの料金の見直しなどを行って経営の健全化を図ります。また平成28年度において経営戦略を策定し、下水道会計の現状及び将来展望を市民に周知し、理解を深めてまいります。

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

2. 経営の基本方針

1 事業の執行について

・本市特定環境保全公共下水道は平成18年から供用開始していますが、これまでに建設してきた施設の地方債償還額が毎年度の事業費の60%以上と半分以上を占め、事業内容も今後は施設の維持管理が事業の中心となります。この事業の財源は下水道料金や一般会計繰入金が主となっていますが、事業開始当初は約3万7千人であった本市人口は、平成28年12月時点には2万2千人と、1万5千人減少しています。人口の減少とともに毎年料金収入も減少しており、一般会計も財政状況が厳しく繰入金も近年は抑制傾向にあることから、これからの下水道経営は一層厳しくなることが予想されます。そのため、事業の執行にあたっては内容を十分精査し、効率的に執行を行ってまいります。また、本戦略を公表することにより、幅広く市民へ現状と将来展望を周知してまいります。

2 歳入の確保について

・特定環境保全公共下水道事業執行にあたっての歳入は、料金収入、社会資本整備総合交付金、地方債、一般会計繰入金の4つが大きな柱となっていますが、人口の急激な減少に比例し、料金収入も年々減少しています。このことは一般会計繰入金を増額させ、本市全体の財政状況を根幹から揺るがす可能性があります。そのような状況に陥らないようにするため、料金収入を確実に収納できるよう努めてまいります。併せて社会資本整備総合交付金及び地方債の確保を行い、一般会計繰入金の抑制に努めてまいります。

3 その他

・供用開始後の地区において下水道未接続の世帯が未だあることから、接続について促すよう努めてまいります。
・料金や受益者負担金の滞納分について、納付をしていただくよう努めてまいります。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙 3・4 のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

投資の目標に関する事項 ○管渠、処理場等の建設・更新に関する事項 特定環境保全公共下水道整備事業については、平成28～30年、平成33～35年までの整備を予定しています。 ○投資の平準化に関する事項 平成28～30年まで管渠整備。平成31年度以降はストックマネジメント計画の策定を予定しており、施設調査・点検・修繕を図りながら、維持管理に努めてまいります。
--

② 収支計画のうち財源についての説明

○財源の目標に関する事項 交付金事業を事業実施全年度に予定しています。使用料収入や受益者負担金の収納率を向上させ、一般会計繰入金を抑えるよう努力してまいります。 ○使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項 人口の減少により毎年使用料収入は下がってきていることから、収納率の向上に努め、滞納額を減らしていきます。また、今後資本費平準化債の借入可能額が減少することが見込まれることから、3～5年毎に使用料の見直し作業を計画しております。 ○企業債に関する事項 建設改良に係る企業債については対象事業費の2分の1、資本費平準化債については発行可能額で算定しています。 ○繰入金に関する事項 元利償還に充当する繰入分については基準内で算定しています。

※一般会計(税収入)から下水道事業の運営のために繰り入れられるお金です。一般会計で負担すべき経費と規定されている「基準内繰入金」と、赤字分を補てんする「基準外繰入金」があります。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○職員給与費に関する事項 ・平成28年度については投資財政計画において作成し、平成29年度以降は現行の職員数6名体制で算定しています。 ○修繕費に関する事項 ・過去の実績及び今後、策定される予定のストックマネジメント計画に併せ算定しました。 ○委託費に関する事項 ・過去の実績及び今後、策定される予定のストックマネジメント計画に併せ算定しました。
--

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

※ (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

※ 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	石狩川流域下水道組合に加入し、「広域化」及び「共同化」については汚水処理を実施中です。最適化については、市街地地区は公共下水道に接続できる状況にあり、下水道区域の境界については本人の申し出により接続を行っています。今後も引き続き現状の対応を続けてまいります。
投資の平準化に関する事項	今後策定予定のストックマネジメント計画に沿って投資の平準化を図ってまいります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	他市町村の実例を参考にしながら検討してまいります。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	計画期間は地方債の借入可能額が少なくなることが見込まれるため、3～5年おきに料金改定の検討を行ってまいります。
資産活用による収入増加の取組について	基金など活用可能な資産がないことから現状では考えておりません。
その他の取組	借換債の活用や交付税参入率の高い地方債の確保、交付金事業活用など、適切な財源確保に努めてまいります。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	他市町村の実例を参考にしながら検討してまいります。
職員給与費に関する事項	現行6名体制の給与費を見込んで作成しています。
修繕費に関する事項	今後予定しているストックマネジメント計画に基づき、計画的な執行に努めてまいります。
委託費に関する事項	今後予定しているストックマネジメント計画に基づき、計画的な執行に努めてまいります。
その他の取組	平成31年10月予定の消費税増税に伴う費用増について、計画を立ててまいります。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度進捗管理(モニタリング)を行い、3～5年毎に見直し(ローリング)等を行い事後検証、更新等を行ってまいります。
---------------------	---

(法非適用企業)

収支計画(特定環境保全公共下水道)

別紙3

(単位:千円, %)

年 度		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度
区 分		(決 算)	(決 算)										
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	57,944	86,144	60,779	71,161	64,085	57,909	57,239	57,957	69,938	74,970	65,987	61,638
	(1) 営 業 収 益 (B)	18,469	19,193	20,038	23,925	20,794	20,355	20,338	20,755	23,382	27,288	24,231	24,124
	ア 料 金 収 入	18,469	19,193	20,038	23,925	20,794	20,355	20,338	20,755	23,382	27,288	24,231	24,124
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
	ウ そ の 他												
	(2) 営 業 外 収 益	39,475	66,951	40,741	47,236	43,291	37,554	36,901	37,202	46,556	47,682	41,756	37,514
	ア 他 会 計 繰 入 金	22,333	29,529	30,227	40,122	34,576	29,439	29,134	30,047	39,809	47,667	41,741	37,499
	イ そ の 他	17,142	37,422	10,514	7,114	8,715	8,115	7,767	7,155	6,747	15	15	15
	2 総 費 用 (D)	29,488	30,125	28,400	28,937	27,889	26,574	26,544	25,779	25,090	24,543	23,917	23,217
	(1) 営 業 費 用	10,617	12,077	11,060	11,594	12,038	12,023	12,119	12,106	12,092	12,213	12,311	12,302
	ア 職 員 給 与 費	1,593	1,733	1,653	1,779	1,827	1,827	1,839	1,839	1,839	1,865	1,889	1,889
	ウ ち 退 職 手 当												
	イ そ の 他	9,024	10,344	9,407	9,815	10,211	10,196	10,280	10,267	10,253	10,348	10,422	10,413
	(2) 営 業 外 費 用	18,871	18,048	17,340	17,343	15,851	14,551	14,425	13,673	12,998	12,330	11,606	10,915
収 益 的 支 出	ア 支 払 利 息	18,849	18,025	17,317	17,245	15,750	14,450	14,323	13,571	12,896	12,227	11,502	10,811
	ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	113	94	105	263	278	130	121	115	140	205	186	105
	イ そ の 他	22	23	23	98	101	101	102	102	102	103	104	104
	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	28,456	56,019	32,379	42,224	36,196	31,335	30,695	32,178	44,848	50,427	42,070	38,421
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	102,783	137,240	139,660	155,925	176,630	60,944	54,972	49,107	57,252	106,111	98,563	37,387
	(1) 地 方 債	58,900	91,800	97,300	114,100	138,400	56,400	50,388	44,574	45,390	70,584	64,260	33,150
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	26,500	29,200	36,600	45,000	60,500	56,400	50,388	44,574	43,350	44,064	38,760	33,150
	(2) 他 会 計 補 助 金	58	1,356		5,630	5,386				5,362	5,030	5,002	
	(3) 他 会 計 借 入 金												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	31,101	33,874	28,755	32,000	28,250				2,040	26,112	24,990	
	(6) 工 事 負 担 金	12,724	10,210	13,605	4,195	4,594	4,544	4,584	4,533	4,460	4,385	4,311	4,237
	(7) そ の 他												
資 本 的 支 出	2 資 本 的 支 出 (G)	131,239	193,259	172,039	198,149	212,826	92,279	85,667	81,285	102,100	156,538	140,633	75,808
	(1) 建 設 改 良 費	76,263	129,314	96,781	110,925	116,130				13,903	62,047	59,803	
	ウ ち 職 員 給 与 費	8,726	8,598	8,480	7,365	7,456				1,252	9,455	11,025	
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	54,976	63,945	75,258	87,224	96,696	92,279	85,667	81,285	88,197	94,491	80,830	75,808
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
	(5) そ の 他												
	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 28,456	△ 56,019	△ 32,379	△ 42,224	△ 36,196	△ 31,335	△ 30,695	△ 32,178	△ 44,848	△ 50,427	△ 42,070	△ 38,421

(法非適用企業)

収支計画(特定環境保全公共下水道)

別紙4

(単位: 千円, %)

年 度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度
区 分	(決 算)	(決 算)										
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)												
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)												
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)												
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)												
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	69	92	59	61	51	49	51	54	62	63	63	62
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	18,469	19,193	20,038	23,925	20,794	20,355	20,338	20,755	23,382	27,288	24,231	24,124
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	11,997,528	11,423,492	10,384,180	9,376,235	8,383,326	7,412,482	6,498,751	5,633,208	4,788,688	3,951,135	3,159,381	2,430,695

○他会計繰入金

(単位: 千円)

年 度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度
区 分	(決 算)	(決 算)										
収 益 的 収 支 分	22,333	29,528	30,226	40,122	34,575	29,440	29,136	30,048	39,809	47,667	41,741	37,499
うち基準内繰入金	22,031	29,151	30,012	39,893	34,340	29,205	28,899	29,811	39,572	47,427	41,498	37,256
うち基準外繰入金	302	377	214	229	235	235	237	237	237	240	243	243
資 本 的 収 支 分	59	1,357	5,630	5,386					5,362	5,030	5,002	
うち基準内繰入金	59											
うち基準外繰入金		1,357	5,630	5,386				5,362	5,030	5,002		
合 計	22,392	30,885	30,226	45,752	39,961	29,440	29,136	30,048	45,171	52,697	46,743	37,499

美唄市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 美唄市

事 業 名 : 個別排水処理施設整備事業

策 定 日 : 平成 29 年 2 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ～ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	平成 13 年度 (15 年)	法 適 (全 部 適 用 ・ 一 部 適 用) 非 適 の 区 分	非適用
処 理 区 域 内 人 口 密 度	0.13 人 / km ²	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	1 区 (下水道処理区域以外)		
浄 化 槽 設 置 基 数	366 基 (平成 27 年度末現在)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	美唄市の個別排水処理施設整備事業は平成 13 年から供用を開始し、平成 27 年度末で 366 基の整備を行いました。近年は急激な人口減により収益率の減少や汚水処理原価の高騰が見られていることから、個別排水処理施設整備の見直しを図ります。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設 (定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備 (総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合 (料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等) を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること (処理区の統廃合を含む)、③施設の統廃合 (処理区の統廃合を伴わない) を指す。

② 使 用 料

使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	(一般用第1種:生活保護)			(一般用第2種)			
	基本使用料	5㎡まで	566円	基本使用料	5㎡まで	1,133円	
	超過使用料	5㎡を超える分1㎡につき	233円	超過使用料	5㎡を超える分1㎡につき	233円	
					20㎡を超える分1㎡につき	276円	
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	4,865	円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	5,100	円
	平成26年度	4,997	円		平成26年度	5,200	円
	平成27年度	4,998	円		平成27年度	5,220	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における 20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に 20m³を乗じたもの (家庭用のみでなく業務用を含む) をいう。

③ 組 織

職 員 数	下水道課は平成28年度現在6人で、業務は流域下水道整備事業、汚水整備事業、雨水整備事業、個別排水処理施設整備事業に兼務して当たっています。 下水道使用料徴収事務として、水道課の職員1人分の人件費や物件費等を下水道整備事業で負担しています。
事 業 運 営 組 織	・昭和52年度 「建設部下水道課」が発足 ・平成9年度 「水道部下水道課」に変更 ・平成18年度 「都市整備部下水道課」に変更 いずれも、会計区分は特別会計でした。 繁忙期の職員数は15人でありましたが、整備の進捗とともに職員の削減に取り組み現在に至っています。

(2) 民 間 活 力 の 活 用 等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	実施していない
	イ 指定管理者制度	実施していない
	ウ PPP・PFI	実施していない
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	実施していない
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	実施していない

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経 営 比 較 分 析 表 を 活 用 し た 現 状 分 析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

平成27年度決算経営比較分析表を添付しています。

この表において、個別排水処理施設整備事業を大きく「経営の健全性・効率性」、「老朽化の状況」の側面に分け、直近の経営状況や施設の状況等の分析、類似団体との比較を行っています。 これらを行うことにより、現状と今後の課題を把握することができます。

経営比較分析表

北海道 美瑛市

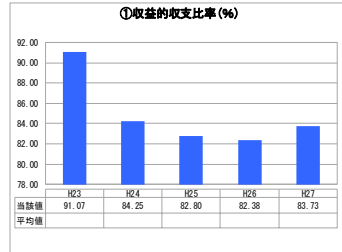
業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	個別排水処理	L3
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	15.05	100.00
		1か月20m ² 当たり取崩料金(円)	4,998

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
23,390	277.69	84.23
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
3,477	264.39	13.15

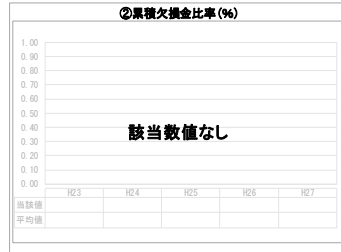
グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成27年度全国平均

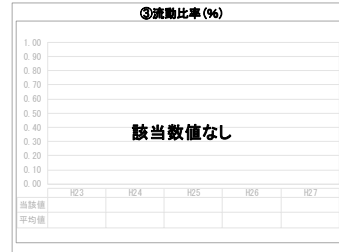
1. 経営の健全性・効率性



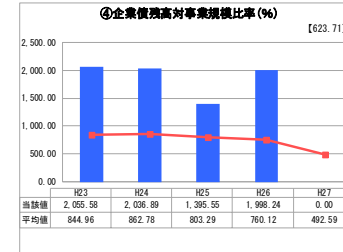
「単年度の収支」



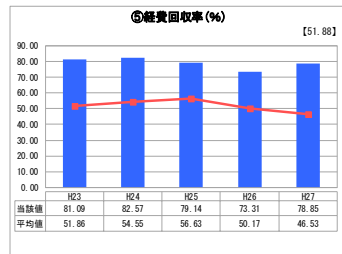
「累積欠損」



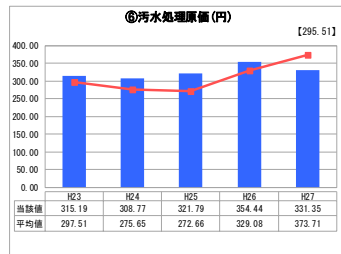
「支払能力」



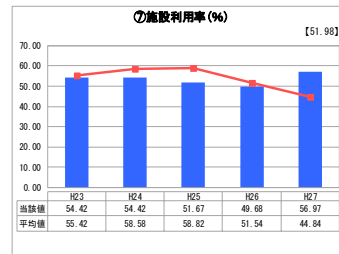
「債務残高」



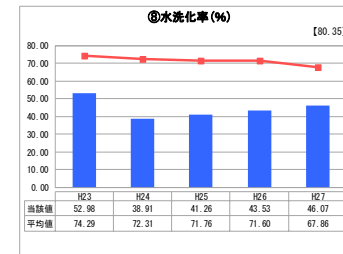
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」

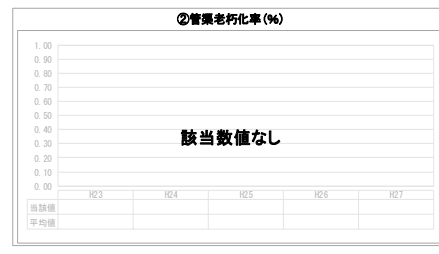


「使用料対象の捕捉」

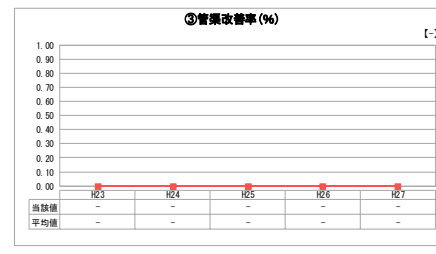
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

美瑛市の個別排水処理の、「①収益的収支比率」が100%未満であるため、不足分は一般会計よりの出資で賄われています。「⑤経費回収率」は類似団体よりもやや高くなっていますが、これは、資本費への投資が低い状況で、「公共下水道」と同じ料金体系に設定しているためです。この状況でも、「④企業債残高対事業規模比率」は類似団体より高い状況にあります。また、「⑥汚水処理原価」は類似団体とほぼ同率の状況にあります。「⑦施設利用率」については、施設の処理能力に対する稼働率となりますが、近年世帯の少人数化により、年々減少しています。「⑧水洗化率」については、「個別排水処理」は「公共下水道」・「特定環境保全公共下水道」の下水道計画区域外の人口を分母とするため、46.07%と類似団体平均値よりも低くなっています。個別排水処理は汚水の集合処理が難しい地域(人口密度の低い地域で特定環境保全公共下水道計画区域外)の下水道であるため、比較的高い原価率の下水道となりますが、投資額も低く抑えられます。

2. 老朽化の状況について

分析数値なし

全体総括

美瑛市の個別排水処理施設整備事業は平成13年から供用を開始し、平成27年度末で366基の整備を行いました。近年は急激な人口減により収益率の減少や汚水処理原価の高騰が見られていることから、個別排水処理施設整備の計画の見直しを図り、適正な水準に移行する必要があります。今後は下水道事業経営戦略を策定し、計画に基づき経営の健全化を図ります。また、人口規模や会計の形態が類似する団体との情報交換などを随時行い、経営の参考としています。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

2. 経営の基本方針

1 事業の執行について

本市個別排水処理施設整備事業は平成13年度から供用開始し、平成27年度366基の施設を整備してきました。本事業は汚水の管渠による集合処理が難しい地区を対象にしています。計画期間中は1年あたり14基の設置を目標に進めてまいります。

2 歳入の確保について

個別排水処理施設整備事業の執行にあたっては、料金収入、地方債、一般会計繰入金の3つが大きな柱となっていますが、設置地区人口が年々減少し、料金収入もそれに伴い減少しています。料金収入の減少は一般会計繰入金を増額させ、本市全体の財政状況を根幹から揺るがす可能性があります。そのような状況に至らないようにするため、引き続き料金収入を確実に収納できるよう努めてまいります。

3 その他

多くの方に対し水洗化を更に増やすためにPRに努めてまいります。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙5・6のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

○投資の目標に関する事項 開始当初から市の単独費で事業を執行しています。計画期間中の設置基数については、1年あたり14基を目標に計画しています。
○管渠、処理場等の建設・更新に関する事項 計画期間中に耐用年数に達する浄化槽はありませんので、更新は予定しておりません。

投資の目標に関する事項

② 収支計画のうち財源についての説明

○財源の目標に関する事項 浄化槽設置にあつたの財源は下水道債及び過疎対策事業債、個別排水処理施設分担金及び使用料を予定しています。
○使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項 過去における使用料、受益者分担金の滞納はありませんが、確実に収納できるよう努めてまいります。料金の見直し作業については、今後3～5年毎に行うことを計画しております。
○企業債に関する事項 下水道事業債と過疎対策事業債の借入を予定しています。
○繰入金に関する事項 料金収入で賄いきれない維持管理にかかる費用については基準外繰入金(※)で算定しています。

※一般会計(税収入)から下水道事業の運営のために繰り入れられるお金です。一般会計で負担すべき経費と規定されている「基準内繰入金」と、赤字分を補てんする「基準外繰入金」があります。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○職員給与費に関する事項 平成28年度については決算見込みにおいて作成し、平成29年度以降は現行の6名体制で算定しています。
○修繕費に関する事項 過去の実績に基づき算定しました。
○委託費に関する事項 過去の実績に基づき算定しました。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

※(1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

※処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	今後においては、公共下水道及び特定環境保全公共下水道の計画区域との兼ね合いを見ながら処理区域の見直しを行ってまいります。
投資の平準化に関する事項	事業開始から16年が経過し、近年の設置基数は年間6～10基の状況です。今後においても事業費の確保を行ってまいります。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	計画期間は地方債の借入可能額が少なくなることが見込まれるため、3～5年おきに料金改定の検討を行ってまいります。
資産活用による収入増加の取組について	基金など活用可能な資産がないことから現状では考えておりません。
その他の取組	借換債の活用や交付税参入率の高い地方債の確保、交付金事業活用など、適切な財源確保に努めてまいります。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

職員給与費に関する事項	現行6名体制のうち、1名の給与費を見込んで作成しています。
修繕費に関する事項	過去の実績をもとに算定しています。管理基数の増加に伴い維持管理費用増が見込まれることから、財源の確保に努めてまいります。
委託費に関する事項	浄化槽法に基づく施設管理に努めてまいります。
その他の取組	設置基数の増のため、PRに努めてまいります。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度進捗管理(モニタリング)を行い、3～5年毎に見直し(ローリング)等を行い経営戦略の事後検証、更新等を行ってまいります。
---------------------	--

(法非適用企業)

収支計画(個別排水処理施設整備事業)

別紙5

(単位:千円, %)

年 度		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度
区 分		(決 算)	(決 算)										
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	39,348	42,300	43,856	44,170	45,322	44,566	45,416	45,083	45,264	46,081	46,318	46,906
	(1) 営 業 収 益 (B)	21,993	22,182	21,937	22,499	21,771	21,749	22,161	22,140	22,117	22,094	22,072	22,051
	ア 料 金 収 入	21,993	22,182	21,937	22,499	21,771	21,749	22,161	22,140	22,117	22,094	22,072	22,051
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
	ウ そ の 他												
	(2) 営 業 外 収 益	17,355	20,118	21,919	21,671	23,551	22,817	23,255	22,943	23,147	23,987	24,246	24,855
	ア 他 会 計 繰 入 金	17,355	20,118	21,919	21,671	23,551	22,817	23,255	22,943	23,147	23,987	24,246	24,855
	イ そ の 他												
	2 総 費 用 (D)	30,355	31,423	32,982	32,889	32,734	32,690	33,319	33,296	33,281	33,266	33,248	33,234
	(1) 営 業 費 用	22,514	23,639	25,451	25,497	25,779	26,063	26,878	27,175	27,476	27,779	28,086	28,396
	ア 職 員 給 与 費												
	ウ ち 退 職 手 当												
	イ そ の 他	22,514	23,639	25,451	25,497	25,779	26,063	26,878	27,175	27,476	27,779	28,086	28,396
	(2) 営 業 外 費 用	7,841	7,784	7,531	7,392	6,955	6,627	6,441	6,121	5,805	5,487	5,162	4,838
収 益 的 支 出	ア 支 払 利 息	7,766	7,698	7,441	7,282	6,845	6,517	6,329	6,009	5,693	5,375	5,050	4,726
	ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	56	29	46	100	102	101	104	104	105	107	108	109
	イ そ の 他	75	86	90	110	110	110	112	112	112	112	112	112
	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	8,993	10,877	10,874	11,281	12,588	11,876	12,097	11,787	11,983	12,815	13,070	13,672
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	35,774	21,689	27,111	38,201	38,491	38,681	40,085	40,380	40,845	41,629	42,128	42,801
	(1) 地 方 債	24,100	9,900	13,100	23,100	22,600	22,900	23,562	23,562	23,562	23,562	23,562	23,562
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
	(2) 他 会 計 補 助 金	10,114	10,997	13,186	13,047	14,471	14,448	15,251	14,301	14,741	15,501	15,976	16,625
	(3) 他 会 計 借 入 金												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金												
	(6) 工 事 負 担 金	1,560	792	825	2,054	1,420	1,333	1,272	2,517	2,542	2,566	2,590	2,614
	(7) そ の 他												
	2 資 本 的 支 出 (G)	44,767	32,566	37,985	49,482	51,079	50,557	52,182	52,167	52,828	54,444	55,198	56,473
	(1) 建 設 改 良 費	27,358	13,471	17,170	27,442	27,677	27,915	28,715	28,958	29,200	29,442	29,684	29,926
	ウ ち 職 員 給 与 費	3,069	3,312	3,457	3,643	3,643	3,643	3,716	3,716	3,716	3,716	3,716	3,716
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	17,409	19,095	20,815	22,040	23,402	22,642	23,467	23,209	23,628	25,002	25,514	26,547
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
	(5) そ の 他												
	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 8,993	△ 10,877	△ 10,874	△ 11,281	△ 12,588	△ 11,876	△ 12,097	△ 11,787	△ 11,983	△ 12,815	△ 13,070	△ 13,672

(法非適用企業)

収支計画(個別排水処理施設整備事業)

別紙6

(単位:千円, %)

年 度	H26年度 (決算)	H27年度 (決算)	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)												
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)												
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)												
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)												
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	82	84	82	80	81	81	80	80	80	79	79	78
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	21,993	22,182	21,937	22,499	21,771	21,749	22,161	22,140	22,117	22,094	22,072	22,051
地 方 財 政 法 に よ る 資金不足の比率 ((R)/(S) × 100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V) × 100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	11,997,528	11,423,492	10,384,180	9,376,235	8,383,326	7,412,482	6,498,751	5,633,208	4,788,688	3,951,135	3,159,381	2,430,695

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	H26年度 (決算)	H27年度 (決算)	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度
区 分												
収 益 的 収 支 分	17,355	20,118	21,919	21,671	23,551	22,817	23,255	22,943	23,147	23,988	24,246	24,855
うち基準内繰入金	15,270	17,481	16,876	17,028	18,146	17,180	17,255	16,690	16,634	17,213	17,206	17,547
うち基準外繰入金	2,085	2,637	5,043	4,643	5,405	5,637	6,000	6,253	6,513	6,775	7,040	7,308
資 本 的 収 支 分	10,114	10,997	13,186	13,047	14,471	14,448	15,251	14,301	14,741	15,501	15,976	16,625
うち基準内繰入金	4,737	4,947	5,325	5,628	5,847	6,154	6,675	6,883	7,007	7,133	7,261	7,393
うち基準外繰入金	5,377	6,050	7,861	7,419	8,624	8,294	8,576	7,418	7,734	8,368	8,715	9,232
合 計	27,469	31,115	35,105	34,718	38,022	37,265	38,506	37,244	37,888	39,489	40,222	41,480